



生活安全ニュース

第 24 号

令和3年3月24日発行

編集・発行 台東区危機管理室生活安全推進課 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号 TEL 5246-1044 FAX 5246-1019
ホームページアドレス <https://www.city.taito.lg.jp/>

「自分はだまされないから大丈夫！」

特殊詐欺 区内被害総額

約1億円 (48件)

《前年比》(マイナス約 2,500 万円) (マイナス11件)

は危険です!

～あなたも 狙われているかも かもしれません～

区内では実際にこんな電話が
かかってきています!



ATMに誘導されたら、詐欺です!



区役所職員を
かたる者から

医療費の還付金があります。本日中なら手続きできます。取引銀行を教えてください。

銀行職員を
かたる者から

医療費の還付する業務を委託されました。取引銀行のATMに行き、電話をしてください。

税務署職員を
かたる者から

消費税の還付金があります。手続きがまだです。最寄りの銀行を教えてください。

この後

犯人は手続きと称してATMの操作を指示してきます。

★ATMで還付金は絶対に受け取れません!!

その息子さんやお孫さん、本人ですか?

携帯電話を失くしてしまいました。

会社のお金を使い込んでしまいました。

カバンを失くしてしまいました。

仕事のお金の振込先を間違えてしまい300万円必要になった。

オレだけ風邪ひいた。

この後

犯人は現金を要求したり、キャッシュカードを取りにくる話をします。

★ひとりで対応せず、必ず家族に相談してください!!

キャッシュカードを他人に渡してはいけません!

警察官をかたる者から

犯人を逮捕したらあなたの通帳を持っていました。お手元に通帳やキャッシュカードはありますか?

銀行職員をかたる者から

あなたのキャッシュカードが不正に使用されています。

この後

犯人が訪問し、キャッシュカードを預かる話をします。

★電話で暗証番号などは絶対に言っ
てはいけません。

自動通話録音機を貸し出しています。無料貸出

電話がかかってくると自動で相手方に警告メッセージが流れ、通話内容を録音する機械です。

- ▷対象：区内在住で原則65歳以上の方のみの世帯
- ▷申込方法：本人確認書類(保険証等)を持参し、台東区生活安全推進課または区内警察署まで

★お申し込みされる方は、あらかじめ電話等により、在庫の有無を確認してください。

台東区客引き防止条例 客引き防止対策を推進中!

台東区では悪質な客引き行為者や店舗に対しては、客引き防止指導員等による指導、警告を行っています。今後も、警察そして町会、商店街の方々と一緒に、繁華街対策を推進し、安全で安心な街づくりに取り組んでいきます。

禁止行為

①客引き行為



②勧誘行為(スカウト)



③客待ち・勧誘待ち行為



④客引き行為等を用いた営業

